

## 【重要・保存版】

# アクティブ英会話家庭教師紹介センター・規則

2022年9月改訂

### 第1条(目的)

アクティブ英会話家庭教師紹介センター（以下甲という）の提供するサービスを受けるもの（以下乙という）は、本サービス規則を了解し遵守することを承認したうえで入会申込みをするものとします。

### 第2条（利用者）

1. 乙は住所、氏名、連絡先電話番号、電子メールアドレス等の個人情報に変更がある場合は、変更後すぐに遅延なく、書面をもって甲に連絡するものとします。（変更届を甲にご請求ください。）当該個人情報については入会の際の必須提出情報となり、特にメールアドレスは連絡の取れるアドレスのご提出をお願いいたします。甲は、当該個人情報につきまして厳重に管理させていただきます。
2. 乙は、幼児から中学生までを対象としており、未成年であるため、乙の親権者がこのサービス規則の遵守者となります。
3. 乙は、本サービスの利用権利および義務を第三者に譲渡もしくは継承することはできません。

### 第3条（レッスン日・回数の規定）

レッスンは、週1コマ・年間44コマが基本となります(4月から翌年3月までの一年度)。週2レッスンの場合は年間88コマ、月3レッスンの場合は年間36コマです。

1コマのレッスン時間はご入会のコースや年齢により異なります。スケジュールについては事前にカレンダーを講師よりお渡しします。（月のレッスン回数に関わらず月謝は同額です。）

基準レッスンコマ数 (月ごとの標準回数)	3回の月 5,8,12,3月	4回の月 4,6,7,9,10,11,1,2月	3回×4ヶ月+4回×8ヶ月 =合計44回
-------------------------	-------------------	----------------------------	-------------------------

※上記は基準日数となるため個々に調整（例：8月2回・9月5回など）が可能です。ご入会時あるいはご入会後に担当講師にご相談ください。ただし、翌年度に調整を持ち越すことはできません。

### 第4条（レッスン日の振替）

予定されていたレッスン日の変更を希望する場合は、直接講師にご相談ください。（講師に連絡が取れない場合には本部にご連絡ください。）1週間以上前のお申し出に対しましては年度内に振替レッスンを無料で実施させていただきます。（翌年度への持ち越しはできません。）

どうしても振替のレッスン日が調整できない場合には、毎回のレッスン時間を15分ずつ延長するなどの方法で調整させていただきますことがあります。1週間を切ったお申し出に対しましても講師の都合が合う限り、できるだけ無料で振替レッスンができるよう調整努力いたしますが、以下の場合にはレッスン1回分を消化したものとしますのでご了承ください。

- \* レッスンの前日正午以降にキャンセルのご連絡があった場合（突然の病気・怪我・交通状況・天候等による理由を含む）
- \* 生徒宅でのレッスンの場合、レッスン開始時間にご不在だった場合

なお、40分×2コマでの兄弟別々クラスでは40分単体での振替レッスンは実施できませんのでご了承ください。また、振替の際は振替券をご用意しておりますのでご利用ください。

### 第5条（申込金の支払）

入会申込書の到着かつ初回分のご入金をいただけた時点で申込成立となります。初回のお支払いは当社指定の銀行振込への振込をお願いします。支払期限については別途指定させていただきます。振込にかかる手数料は乙の負担とします。また、入会の意思表示（申込書提出）は体験レッスン日を含み10日以内をお願いします。レッスンスタートの日付は、原則として初回お振込完了後3営業日以降のご希望日（講師の合意が必要）とさせていただきますが、当社クラス教材使用の場合には教材のお届けまでに10日ほどの時間がかかります。

月の途中からレッスンをスタートさせたい場合には、初月のレッスンは第3条の基準回数の半分とし、初月の月謝は半額にいたします。ただし、初月のレッスン基準コマ数が月3回以下になる場合には、月途中からの入会はできません。

#### 第6条（月謝の支払）

1. 授業料（月謝）の納入については、銀行の自動振替をご利用いただきます。（銀行振込・カード払い等不可）自動払込利用申込書に必要事項をご記入のうえ、本部まで所定用紙を入会后直ちにご返送ください。また、銀行振替には、100円（税込110円）/回の引落し手数料が加算されますのでご了承ください。
2. **授業料の振替日は前月27日（土日祝日の場合は翌日）となっております。**授業料および一度ご納入いただいた入会金、年度諸費はいかなる事情があってもご返却できません。

#### 第7条（年度諸費・教材費の支払）

1. 年度諸費は、入会時には入会月に関わらず満額がかかります。また、2年目以降の年度諸費のお支払いは入会月に関わらず**毎年4月の授業料振替日（3月27日、土日祝日の場合は翌日）と同時に引落しさせていただきます。**ただし、11月～3月ご入会の場合、次年度の年度諸費は以下のとおり一部減免した金額とします。  
11月～1月入会 次年度 年度諸費：3,000円（税込3,300円）  
2月～3月入会 次年度 年度諸費：0円
2. クラス教材セットの標準使用期間は9ヶ月～12ヶ月です。教材の修了または使用から1年が経過した時点のどちらか早い方の時期になりましたら、進級ということで新しい教材をご購入いただきます。この際の教材費は、月謝に加算して毎月の引落としと同時に請求させていただきます。
3. 年度諸費・教材費は年度途中で退会の場合であっても返金制度はございませんのでご了承ください。

#### 第8条（コース変更）

利用コースの変更は、変更希望月の前月末日までに乙より甲にお申し出ください。甲より担当講師に確認後、変更を受け付けられる場合には変更が可能です。コース変更は、甲からお送りする電子メールの指定箇所にご記入のうえ、返信メールをお送りいただく形での受付になっています。なお、コース変更により基準コマ数・月謝に変更が生じる場合がありますが、基準コマ数については当社の規定により再設定し、また月謝の変更については原則として翌月までに清算となります。

#### 第9条（交通費）

講師の交通費についてはご相談のうえ、実費（講師自宅から生徒宅までの最短経路を原則とする）をご負担いただきます。（車通勤の場合には1キロ＝30円で換算します。）交通費の負担が生じた際には、月の初めまたはレッスンごとに直接講師に現金にてお渡しください。

#### 第10条（退会）

退会希望の場合には、所定の退会届を甲にご請求ください。退会の場合の解約は、退会届によるお申し出があった日の翌月末に解約成立となります。解約手数料などは一切かかりません。

なお、お申し出後は予定していたレッスン日を退会月まで通常通り行って退会となり、原則としては規定回数の精算等はいりませんが、基準回数より4回以上（月3回では3回以上）差が生じた場合には清算させていただきます。乙の事情により予定していたレッスン日が消化できない場合でも授業料の返還等はできかねますのでご了承下さい。

**例）12月末で退会希望の場合 → 11月末日までに退会届をご提出いただく必要があります。**

#### 第11条（休会）

休会希望の場合には、所定の休会届を甲にご請求ください。休会成立には、休会したい月の前月10日までに休会届によるお申し出が必要ですので、事前に届出書をご請求ください。休会は最長で6ヶ月間となり、その間は月謝が全額免除となりますが年度諸費については通常と同様4月分月謝お引落とし時に頂戴いたします。

休会中は月謝が免除となり4回分（月2回では2回、月3回では3回、週2回では8回）のレッスン回数分が年度始め（または入会時）に取り決めたレッスン規定回数よりマイナスされます。また2ヶ月以上の休会の場合、休会前と同じ講師

によるレッスンの再開を保証しておりませんので、講師が替わる可能性があることをご了承ください。

例) 7月・8月をお休みにしたい場合 → 6月10日までに休会届をご提出いただく必要があります。

※例の場合、8回分のレッスンが規定回数から差し引かれます。

#### 第12条（サービス提供期間）

次年度以降のレッスンにつきましては、解約のお申し出のない場合には中学ご卒業時まで自動更新となります。入会月に関わらず毎年3月27日（土日祝日の場合は翌日）に、次年度諸費を4月分月謝とともに引落としさせていただきますので、あらかじめご了承ください。新年度となる4月以降のレッスン受講を希望されない場合には、2月末日までのお申し出が必要となります。

#### 第13条（本規約の変更）

甲は、甲の所定の方法により規約の内容を変更することができます。その際には乙に書面（メールやHP上にてのご案内を含む）にて通知し、通知後に乙が本サービスを利用する場合には変更後の規約に従うこととします。

#### 第14条（編入及び教材の利用）

1. 既存クラスに編入する場合には初年度の教材使用が短くなる可能性がありますのであらかじめご了承ください。また編入の際の規定回数は既存クラスに準じます。
2. 当社教材の標準利用期間は9ヶ月～12ヶ月です。12ヶ月を経過しましたら、基本的には新しい教材をご購入いただけます。

#### 第15条（講師の変更）

1. 講師の変更は無料です。ただし、変更ご依頼の日から翌月末までは現行の講師がレッスンを開催いたしますのでご了承ください。万一その間に代替講師が決まらなかった場合には、翌月末以降より休会の扱いとさせていただきます。
2. 万一途中で講師都合によるレッスン中断がおこった場合には、すぐに本部より代行講師の派遣に努めてまいります。ただし、レッスンが行われなかった間が4週間以上生じた場合には一旦休会の扱いとさせていただきます。

#### 第16条（甲によるサービス提供の停止）

甲は、乙が以下のいずれかの項目に該当することを確認した場合、直ちにサービスの提供を停止します。この際、すでに支払われていた入会金・年度諸費・月謝・教材費等の一切については返金をしないものとし、さらに以下によって発生した費用および損害金について甲は乙に請求できるものとします。

1. 申込書に虚偽の内容が記載されていた場合
2. 乙が本規約のいずれかに違反した場合
3. 乙が利用料の支払いを遅延し、甲の督促にもかかわらず一定期間以上の支払いを怠った場合
4. 乙が甲または講師、もしくは第三者に対し著しい損害を与える行為を行った場合
5. その他サービス利用者として甲が不適当と判断し甲による勧告にもかかわらず改善が無かった場合

#### 第17条（免責事項）

以下にあげる事項、またはそれに順ずる事項に起因するトラブル、損害及び債務の不履行について、甲は債務不履行責任その他一切の法律上の責任を負わないものとします。

1. 火災、地震などの天災、暴動などのやむを得ない事情によるもの
2. 甲の処理能力を超える情報処理機器、通信機器などの不具合によるもの
3. 乙の提供する情報の誤りや遅延によるもの
4. レッスン中およびレッスン前後の事故によるもの
5. 講師の語学講師としての資質に無関係な性質によるもの

## レッスンの際の注意事項

- ▶ レッスン風景を撮影・録音することは禁じられております。
- ▶ レッスン中は、必ず保護者またはそれに代わる方がご在宅ください。(カフェレッスンの場合はご同伴ください。)講師はあくまでレッスンをご提供させていただくのみですので、ご了承ください。
- ▶ レッスンが実施されたことを確認するマンスリーレポートを毎月作成しております。本レポートに、保護者またはそれに代わる方の承認サインをしていただきます。
- ▶ レッソンは時間厳守で始めます。また、レッスン中は飲食や玩具などの持ち込みはできません。
- ▶ 宿題や与えられた課題は、ご家庭でもきちんと行うようにご指導とご協力をお願いします。
- ▶ 生徒宅レッスンの場合、講師に飲食物をご提供いただく必要はございません。
- ▶ カフェなどでのレッスンの場合には、飲食代は各自負担となります。
- ▶ レッソンの進行を著しく妨げる場合や授業料の未納が続く場合などには、退会を勧告させていただきます。
- ▶ なにかトラブルがあった場合には、必ずセンターにご報告ください。
- ▶ 講師との直接契約は厳禁です。万一その事実が発覚した場合には、当社は損害賠償を請求できるものとします。
- ▶ 教材費につきましては、一部輸入教材を扱っていますので仕入の時期により予告なく変動する可能性があります。
- ▶ 当社サービス圏外への転居の場合には、後任講師のご紹介ができません。サービス圏内の場合であっても、後任講師のご紹介は100%保証できかねますのでご了承ください。代替講師が決まらなかった場合には、一旦休会の扱いとさせていただきます。

### ■ アクティブ英会話家庭教師紹介センター

サービス提供会社	株式会社アクティブプラス
住所	神奈川県横浜市港北区綱島西 2-11-6 キャッスル綱島 2F
E-mail	support@active-eikaiwa.net
TEL	045-544-9918
URL	<a href="https://www.active-kids.net/">https://www.active-kids.net/</a>